

発行/松戸市
編集/財務部税制課

〒271-8588 松戸市根本387-5
☎047-366-1111(代表) FAX 047-363-3200
URL <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>



住んでよいまち 訪ねてよいまちをめざして



「ゆいの花公園」

松戸市小中学生観光絵画展 **松戸市長賞受賞作品**



東部小学校 3年
むら た あ ゆ
村田 愛有さん

このまち・松戸 あなたの税がいきています

皆さんに納めていただいた市税は、市民生活を豊かにするために、市が行う社会福祉の充実、ごみ対策や保健衛生の充実、教育・文化・スポーツの振興、道路・河川・公園などの整備、消防・防災対策の充実、商工業や農業の振興など、さまざまな事業や施策に要する費用に充てられています。

この税特集号は、このような貴重な財源としての市税のあらましについてまとめたものです。

もくじ

- 市民税・県民税の申告について…… 2～3
- 松戸税務署からのお知らせ…………… 3
- 固定資産税・都市計画税…………… 4～5
- 軽自動車税…………… 6
- 市税1万円の使いみち…………… 6
- 市税の納期内納付にご協力を…………… 7
- 中学生の「税についての作文」…………… 8

市民税・県民税の

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)

受付時間 9時～11時30分 / 13時～16時 (提出のみの場合は17時まで受け付け)

個人市民税・県民税の概要

松戸市の個人市民税は、毎年1月1日現在、松戸市に居住している個人に課税される税金で、前年1年間の所得を基に計算されます。

なお、個人県民税は個人市民税と一緒に納めていただき、市を経由して県へ送られています。

*個人市民税・県民税は地方税法により税率が定められていますので、市町村により税率が異なることは原則ありません。

個人市民税・県民税の申告書

個人市民税・県民税の申告書は、2月上旬に、原則として前年に個人市民税・県民税の申告をし、確定申告が不要だった人、前年に会社を退職した人、前年に松戸市へ転入した人へ郵送しています。

なお、申告書は市民税課、各支所・申告会場に備えてあります。

*申告書が郵送されて来ない場合でも、申告が必要になる可能性があります。「申告が必要な人(P2右図)」を基に申告が必要か不要かご確認ください。

申告に必要なもの

申告書、給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、国民健康保険や国民年金等社会保険料の控除証明書(国民年金については支払いを証する書類)、生命保険料・地震保険料、長期損害保険料(平成18年以前に契約したもの)の払込証明書、認め印、銀行等の口座番号(所得税還付の場合)、個人番号がわかるもの、本人確認書類

郵送による申告受付

毎年、各申告会場が大変混雑するため、郵送による申告をお勧めし

ます。申告書に氏名・住所・連絡先等を記入して、押印の上、左記の「申告に必要なもの(個人番号がわかるもの、本人確認書類に関してはその写し)」を同封して、「〒271-8588松戸市役所 市民税課」までお送りください。控えが必要な人は、切手を貼り住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。

*申告書には必ず連絡先を記入してください。なお、確定申告書の提出先は税務署となります。詳細については、P3下段にあります「松戸税務署からのお知らせ」をご確認ください。

医療費控除

●納税者本人やその家族が病気やけが等により、高額な医療費を支払った場合には、申告することにより一定金額の所得控除が受けられ、所得税額や個人市民税・県民税額が軽減される場合があります。

●医療費控除が受けられるのは、1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費から生命保険などの給付金や高額療養費の支給などで補てんされる金額を差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない方の金額を超えた場合(上限200万円)です。

パート収入の非課税限度額

パート収入は、通常、給与所得となります。給与所得は、パート収入から給与所得控除額(最低65万円)を引いた金額です。パート収入が100万円以下の場合、個人市民税・県民税は課税されません。また、103万円以下であれば、その人の配偶者は配偶者控除を受けることができます。配偶者の所得の非課税限度額と配偶者控除・配偶者特別控除の関係は下表のとおりです。

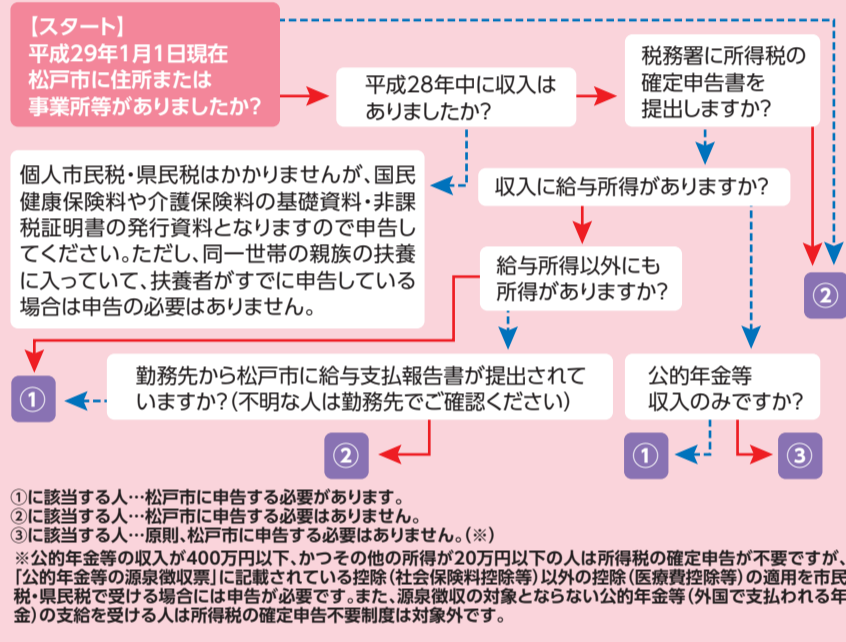
パート収入金額	所得税	市民税・県民税	夫・妻の所得から(参考)	
			配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下(所得35万円以下)	かからない	かからない	受けられる	受けられない
100万円超(所得35万円超)～103万円以下(所得38万円以下)	かからない	かかる	受けられる	受けられない
103万円超(所得38万円超)～141万円未満(所得76万円未満)	かかる	かかる	受けられない	受けられる
141万円以上(所得76万円以上)	かかる	かかる	受けられない	受けられない

申告受付会場

受付会場…市役所本館2階大会議室・各市民センター等
(各受付会場の開設日は3ページをご覧ください。)
受付時間…9時～11時30分・13時～16時(提出のみの場合は17時まで受け付け)
※介添えが必要な方は、下記の会場が便利です。

1階またはエレベーター等が設置されている会場
●市役所 本館2階大会議室(階段昇降機・エレベーターあり)
●常盤平市民センター 1階
●小金保健福祉センター 3階(エレベーターあり)
●小金原市民センター 2階(エレベーターあり)
●六実市民センター 2階(エレベーターあり)
●松戸市市民交流会館(文化施設) 1階

申告が必要な人



平成29年度個人市民税・県民税にかかる主な税制改正

- 給与所得控除の見直し
給与所得控除の上限額が右表のとおり段階的に引き下げられることとなりました。
- 国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化
日本国外に居住する親族に係る扶養控除等を受けようとする場合において、親族関係書類、送金関係書類およびその訳文の添付または提示が義務付けられました。
- 金融所得課税の一体化
異なる課税方式の均衡化を図る観点から、公社債等の課税方式

が株式等の課税方式と統一化されることとなりました。

また、特定公社債の利子および譲渡損益ならびに上場株式等の金融商品の損益通算の範囲が拡大し、3年間の繰越控除ができるようになりました。

なお、所得税の確定申告の詳細については税務署にお問い合わせください。

(☎ 松戸税務署 ☎363-1171)

市・県民税適用時期	上限額が適用される給与収入	給与所得控除上限額
平成28年度	1,500万円	245万円
平成29年度	1,200万円	230万円
平成30年度以後	1,000万円	220万円

公社債等の課税方式変更一覧

内容	現行(平成27年12月31日まで)		改正後(平成28年1月1日以後)		
	所得区分	公社債等の税率	所得区分	特定公社債等の税率	一般公社債等の税率
利息利子	利子所得	源泉分離課税20% (所得税15% 住民税5%)	利子所得	申告分離課税20% (所得税15% 住民税5%)	源泉分離課税20% (所得税15% 住民税5%)
売却益譲渡損益	譲渡所得	非課税	譲渡所得	申告分離課税20% (所得税15% 住民税5%)	申告分離課税20% (所得税15% 住民税5%)
償還差益	雑所得	総合課税 (所得税:累進課税 住民税10%)	譲渡所得	申告分離課税20% (所得税15% 住民税5%)	申告分離課税20% (所得税15% 住民税5%)

申告について

問 市民税課 (個人) ☎ 366-7322
(法人) ☎ 366-7136
✉ mcshiminzei@city.matsudo.chiba.jp

申告書はご自分で書いて、提出は便利な郵送をご利用ください。

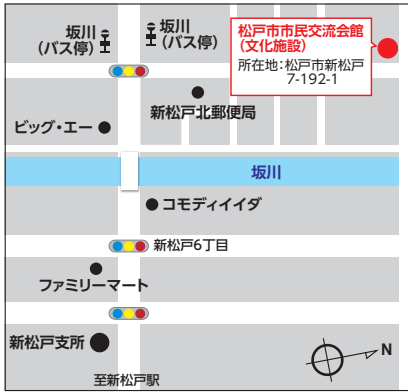
※市役所本館2階大会議室では市民税・県民税申告書の受け付けのみを行い、所得税の確定申告書の作成は行いません。松戸税務署の確定申告書作成会場をご利用ください。
※新松戸地区の申告会場が昨年と変更になっております。今年度は新松戸市民センターが改修工事のため、松戸市市民交流会館(文化施設)をご利用ください。

各会場での受付日は下表のとおりです(○印が実施日) ※土・日曜日の受け付けは行っていません。※馬橋支所は会場の都合により受け付けは行っていません。

会場	期日	2月								3月												
		16 (木)	17 (金)	20 (月)	21 (火)	22 (水)	23 (木)	24 (金)	27 (月)	28 (火)	1 (水)	2 (木)	3 (金)	6 (月)	7 (火)	8 (水)	9 (木)	10 (金)	13 (月)	14 (火)	15 (水)	
市役所本館2階大会議室		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松戸市市民交流会館(文化施設)1階		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小金原市民センター2階		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
六美市民センター2階		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
矢切支所2階		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
常盤平市民センター1階		—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小金保健福祉センター3階		—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東部支所2階		—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※各会場とも駐車場の数が限られています。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

・松戸市市民交流会館(文化施設)の場所は、下の地図をご参照下さい。矢切支所、東部支所にはエレベーターが設置されておりません。ご注意ください。



公的年金からの 個人市民税・ 県民税の特別徴収 (引き落とし)について

公的年金等にかかる個人市民

税・県民税について、年金を支給する年金保険者が公的年金から個人市民税・県民税を引き落とし、本人に代わり松戸市へ納入する制度です。

特別徴収(引き落とし)となる公的年金は、国民年金、厚生年金、共済年金等の一定の年齢に達した場合に支給される年金です。したがって遺族年金や障害年金等の非課税年金から引き落としされることはありません。

●対象となる人

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に個人市民税・県民税が課税される人が対象となりますが、介護保険料が公的年金から引き落としされ

ていない場合等は対象となりません。なお、公的年金等以外の所得にかかる個人市民税・県民税については、別途給与からの特別徴収または、納付書や口座振替により納めていただくこととなります。

●対象となる税額

公的年金等にかかる所得から算出した個人市民税・県民税です。給与と所得等、公的年金等以外の所得にかかる個人市民税・県民税については別途徴収されます。

●引き落としされる税額について

公的年金から特別徴収される個人市民税・県民税について、下表を参照してください。

法人市民税

市内に事務所・事業所を有する法人に課税します。内容は、資本金等の額・従業員数により区分される「均等割」と、資本金等の額・法人税額により区分した「法人税割」からなります。原則として、事業年度終了の日から2カ月以内に確定申告をして納めます。また、事業年度が6カ月を超える法人は前事業年度の法人税額により、中間(予定)申告納付をする必要があります。

区分	均等割額(年額)	
	資本金等の額 ※1	市内の従業員数
均等割	1千万円以下	50人以下 50人超
	1千万円超 1億円以下	50人以下 50人超
	1億円超 10億円以下	50人以下 50人超
	10億円超 50億円以下	50人以下 50人超
	50億円超	50人以下 50人超
	法人税割	資本金等の額が1億円以下で、かつ法人税額が年500万円以下(分割法人においては分割前の額) ※2
法人税割	上記に掲げる法人以外	税率

※1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分からは「資本金等の額」又は「資本金と資本準備金の合算額」です。
※2 法人税割の資本金等の額は資本金の額又は出資金の額です。

今年度(29年度)から特別徴収(引き落とし)が開始される場合

平成29年度年税額 90,000円の場合					
徴収方法	納付書を使ったお支払い(普通徴収)		特別徴収(本徴収)		
徴収月	1期(6月末)	2期(8月末)	10月	12月	2月
税額	23,000円	22,000円	15,000円	15,000円	15,000円
	(今年度の年税額)÷4(※)		(今年度の年税額)÷6		

(※)1,000円未満の端数が出た場合は、1期分に加算されます。

前年度(28年度)から特別徴収(引き落とし)が継続した場合

平成29年度年税額 90,000円(平成28年度年税額 84,000円)の場合						
徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	14,000円	14,000円	14,000円	16,000円	16,000円	16,000円
	(前年度の年税額)÷6			(年税額-仮徴収税額)÷3		

松戸税務署からのお知らせ

申告書はご自分で作成して、提出はお早めに

- 所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は、3月15日(木)まで
- 個人事業者の消費税の申告と納税は、3月31日(金)まで
- 申告書の作成を税理士に依頼される際は、にせ税理士にご注意ください。

マイナンバー制度について

- 平成28年分の確定申告書から個人番号の記載が必要です。また、番号と身元を確認できる書類の提示又は写しの添付が必要です。

国税庁ホームページで申告書等を作成できます

- 所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書等が国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使えば、24時間いつでも作成できます。申告書等は添付書類と一緒に

- 電子申告(e-Tax)の事前準備が完了している方は、申告書等のデータをインターネットで送信することもできます。
- e-Taxのメリット
 - ①添付書類の提出または提示を省略できます
 - ②還付金を早く受け取ることができます。
 - ③マイナンバーに関する番号と身元を確認できる書類の提示や写しの添付は不要です。
- ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
(URL) <http://www.nta.go.jp>

申告書・届出書等は「信書」に該当しますので、郵便または信書便で送付してください

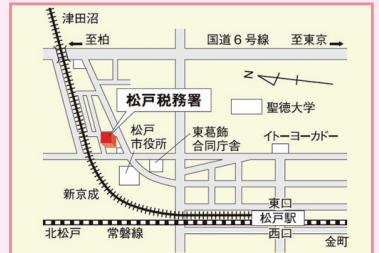
- 郵便または信書便で提出する人は、封筒の裏面に、住所・氏名を記入してください。また、申告書の控

えに受付印が必要な人は、控えもボールペンで記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

平成28年分の確定申告書作成会場は、松戸税務署です

- 開設期間 2月10日(金)から3月15日(木)まで
※土・日曜日を除きますが、2月19日、26日の日曜日は開設します。
- 相談時間 9時から17時まで(受け付けは8時30分から開始します。会場が混雑している場合には受け付けを早めに締め切ることがあります。なるべく16時までにお願いします。)
- 会場は大変混雑しますのでご自宅で国税庁ホームページ等を利用して申告書を作成することをお勧めします。
- 注意事項 税務署の駐車場に作成会場(プレハブ)を設置していま

すので、駐車場が使用できません。お車での来署はご遠慮ください。



納税は便利な振替納税で

- 納税は、便利な振替納税をご利用ください。
- 所得税の振替日…4月20日(木)
- 消費税の振替日…4月25日(火)
- お申し込みは税務署または金融機関へ。

問 松戸税務署
☎363-1171(代表)
〒271-8533
松戸市小根本53の3

● お願い

平成29年度の納税通知書は4月上旬に発送します。納税通知書が届かない人は、お早めにご連絡ください。

固定資産税税率 1.4%

都市計画税税率 0.23% (制限税率 0.3%)

固定資産税

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が納税義務者となり、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

評価替え

固定資産の価格(評価額)は、3年に一度、見直すことになっています。このことを「評価替え」といい、評価替えの年度を「基準年度」といいます。平成29年度の基準年度は平成27年度(平成27基準年度)となり、原則として基準年度から3年間、価格が据え置かれます(償却資産は毎年度評価を見直します)。

ただし、土地(宅地)については、平成26年1月1日から平成28年7月1日までの2年6カ月の間、地価の下落が認められる場合、下落を反映させて平成29年度の価格を決定します。

土地

● 評価のしくみ

土地の評価は地方税法で定める「固定資産評価基準」に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

● 地目

地目とは、宅地・田・畑・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野および雑種地をいいます。ただし、松戸市内には、鉱泉地・池沼・牧場・原野に該当する土地はありません。

固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、賦課期日の利用状況(現況地目)によります。

● 地積

地積は、原則として登記簿に登記されている地積によります。

● 価格(評価額)

価格は、売買実例価格を基準として決定した正常売買価格を基礎として決定します。

● 路線価等の公開

価格の基礎となる路線価および標準宅地の所在を公開しています。

路線価とは

宅地の価格を決定するうえで基礎となる価格で、具体的には道路に面した標準的な宅地の1㎡あたりの価格をいいます。

宅地の価格は、この路線価に基づいてそれぞれの宅地の状況(間口・奥行・形状など)に応じて求め

ます。

標準宅地とは

市内の地域ごとの主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。

主要な道路の路線価は、この標準宅地についての地価公示価格などの7割を基にして求められます。その他の道路については、主要な道路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離などに応じて求められます。

なお、路線価および標準宅地については市ホームページ「地図情報提供サービス」

(URL <http://www.sonicweb.asp.jp/matsudo/>)内でも公開しています。

● 課税標準額

地方税法の定めにより、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額(本則課税標準額)となります。

しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格より低く算定されます。

なお、税負担の調整措置とは、税負担の公平の観点から、負担水準(今年度の価格に対する前年度課税標準額の割合)に応じて、本則課税標準額を上昇・据え置き・引き下げの措置をするものです。

● 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、税負担を特に軽減する必要があることから、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

○ 小規模住宅用地

・200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅一戸あたり200㎡までの部分)を小規模住宅用地といいます。

・小規模住宅用地の課税標準額については価格の6分の1の額とする特例措置があります(都市計画税の特例率は3分の1)。

○ 一般住宅用地

・小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。

・一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります(都市計画税の特例率は3分の2)。

● 住宅用地の範囲

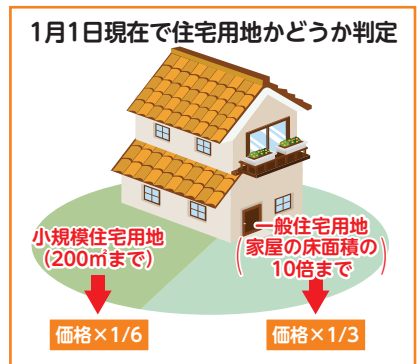
①専用住宅(もっぱら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に

供されている土地。その土地の全部(家屋の床面積の10倍まで)

②併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋のうち、家屋の床面積に対する居住部分の割合が4分の1以上あるもの)の敷地の用に供されている土地。その土地の面積(家屋の床面積の10倍まで)に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

● 住宅の敷地の用に供されている土地とは

住宅を維持し、またはその効用を果すために使用されている一画地をいいます。従って、賦課期日において新たに住宅の建築が予定されている土地、あるいは住宅が建築されつつある土地は、特例が適用されません。ただし、建て替え建築中などで一定の要件を満たすと認める土地については、住宅用地として取り扱います。



家屋

● 評価のしくみ

家屋の評価は地方税法で定める「固定資産評価基準」に基づき、木造と木造以外の家屋の区分により価格を求めます。市の職員が家屋の間取りや仕上げ材料などを調査し、建築後の経過年数による「経年減点補正率基準表」を適用して評価します。

● 新築住宅に対する固定資産税の減額措置

平成30年3月31日までに新築された住宅・アパート・マンションなどの居住用家屋は、次の要件を満たす場合、新築後3年度分(3階建以上の中高層耐火住宅などは5年度分)、その住宅の固定資産税額(一戸あたり居住面積120㎡相当分まで)の2分の1を減額します。

要件

居住面積が50㎡(貸家共同住宅は、一戸あたり40㎡)以上280㎡以下

● 認定長期優良住宅を新築した場合の固定資産税の減額措置

平成30年3月31日までに新築された住宅で、次の要件を満たす

場合、新築後5年度分(3階建以上の中高層耐火住宅などは7年度分)、その住宅の固定資産税額(一戸あたり120㎡相当分まで)の2分の1を減額します。

要件

- ①長期優良住宅の認定を受けた住宅
- ②面積要件は新築住宅軽減と同じ

手続き

新築された翌年の1月31日までに申告書に認定通知書の写しを添付して固定資産税課に提出してください。

● 既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在している住宅で、平成30年3月31日までに、次の①から③までの要件を満たす耐震改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額(一戸あたり120㎡相当分まで)を翌年度に限り、2分の1減額します。

要件

- ①建築基準法の現行耐震基準(昭和56年6月施行)に適合する耐震改修工事であること
- ②耐震改修の費用が一戸あたり50万円超であること
- ③耐震基準に適合した改修工事であることの証明書(建築士などが証明する指定の書類)が必要

手続き

改修工事完了後、3カ月以内に申告書に必要書類を添付し、固定資産税課に提出してください。

● 高齢者等の居住する既存住宅をバリアフリー改修した場合の固定資産税の減額措置

新築された日から10年以上経過した次の要件Aに該当する住宅で、平成30年3月31日までに要件Bの改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額(一戸あたり100㎡相当分まで)を翌年度に限り、3分の1減額します。

要件

A=①65歳以上の人②要介護認定または要支援認定を受けている人③障害者の人のいずれかが居住する住宅(賃貸住宅を除く)

B=①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの設置⑥床の段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め化のいずれかに該当するバリアフリー改修工事で改修工事後の床面積が50㎡以上であり、補助金などを除く自己負担額が

都市計画税

●松戸市外へ転出される人へのお願い
 松戸市に固定資産税の納税義務のある人が松戸市外(国外を含む)に転出される場合は、地方税法および松戸市市税条例の規定に基づき、納税管理人を定めていただきますので、固定資産税課へ「納税管理人承認申請書」を提出してください(市ホームページからもダウンロードできます)。手続き方法については固定資産税課までご連絡ください。

☎ 固定資産税課 ☎ 366-7323
 ✉ mckoteishisan@city.matsudo.chiba.jp

一戸あたり50万円超であること

手続き

改修工事完了後、3カ月以内に申告書に必要書類を添付して固定資産税課に提出してください。

●既存住宅を省エネ改修した場合の固定資産税の減額措置

平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)で、平成30年3月31日までに次の要件CからEまでを満たす改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額(一戸あたり120㎡相当分まで)を翌年度に限り、3分の1減額します。

要件

C=①窓の断熱改修工事(二重サッシ化・複層ガラス化など)②床の断熱工事③天井の断熱工事④壁の断熱工事(②~④は、①と併せて行う)のいずれかに該当する省エネ改修工事で改修工事後の床面積が50㎡以上であり、補助金などを除く自己負担額が一戸あたり50万円超であること

D=建築基準法の現行省エネ基準に適合した省エネ改修であること
 E=省エネ基準に適合した改修工事であることの証明書(建築士などが証明する指定の書類)が必要

手続き

改修工事完了後、3カ月以内に申告書に必要書類を添付して固定資産税課に提出してください。

償却資産

償却資産は、土地・家屋以外のもの、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることができる資産(構築物、機械、器具・備品など)をいいます。

●評価のしくみ

償却資産の評価は、地方税法で定める「固定資産評価基準」に基づき、資産の取得価額および取得年月を基準として、各資産の耐用年数に対応する減価率を基本として評価します。

手続き

市内に事業用の償却資産(貸し付けているものを含む)を所有している人は、毎年1月1日現在の資産所有状況をその年の1月31日までに申告してください。

●共同住宅などを所有している方

共同住宅や有料駐車場などを所有している場合、下記のものが申告の対象となります。

駐車場・駐輪場・フェンス・植栽・エレベーターが設置されている建物で、その動力設備としての受変電設備・舗装路面・精算機など

実地調査にご理解とご協力をお願いします

(固定資産評価補助員証を持った職員が伺います)

○土地調査

地方税法の規定に基づき利用状況などの調査を行っています。

○家屋調査

家屋の評価額を算出するには、家屋内部を拝見し、仕上げ材料などを調査する必要があります。建築関係書類の用意をお願いします。

○償却資産の実地調査

個別に申告内容の調査を行う場合があります。調査の際にはご協力をお願いします。

都市計画税

都市計画税は都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、原則として都市計画法による市街化区域内の土地・家屋の所有者が固定資産税とともに納める税金です。

※都市計画事業とは都市計画施設の整備に関する事業および市街地開発事業をいいます。

固定資産の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧とは、固定資産税の納税者が自己の土地・家屋の価格と、市内の他の土地・家屋の価格とを比較することができる制度です。

縦覧期間

4月3日(月)~5月1日(月)(土・日曜日、祝日を除く8時30分~17時)

場所

市役所新館2階固定資産税課
 ※縦覧の際は、本人確認できるもの(7ページ下段を参照)を持参してください。

法人の場合は代表者印を持参または代表者印の押印された委任状が必要となります。なお、個人の委任状にも委任者の押印が必要です。※自己所有の固定資産の課税内容については、納税通知書につづられている「課税資産の内訳」でも確認できます。

納税者に相続が発生した場合の手続きについて

土地・家屋の所有者として登記または土地・家屋補充課税台帳に登録されていた人が平成29年1月1日(賦課期日)現在に死亡している場合、相続人の中から代表者を申し出いただき、納税することになります。

松戸市に死亡届を提出した人に納税義務者等に関する回答書を送付しています。松戸市外で死亡届を提出された場合は、回答書を送付しますので、固定資産税課までご連絡ください。

また、未登記家屋を所有している場合は、所有者変更手続きが必要となります。手続き方法については固定資産税課までご連絡ください(市ホームページからもダウンロードできます)。※被相続人自身が口座振替により納税していた場合、金融機関での相続などの手続き状況によっては、引き落としができなくなることがありますのでご注意ください。

固定資産税Q&A

Q 売り主の「Aさん」は平成28年12月に自己所有地の売買契約を締結し、平成29年1月10日には買い主の「Bさん」への所有権移転登記を済ませました。平成29年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A 平成29年度の固定資産税は「Aさん」に課税されます。地方税法の規定に基づき、平成29年度の固定資産税は、平成29年1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して全額課税することになっているからです。このような場合、税金の負担方法については、売り主と買い主との間で契約書などによって取り決めることが多く行われています(家屋の売買があった場合にも同様の取り扱いとなります)。

Q 平成29年1月20日に取り壊した家屋についても、平成29年度の固定資産税の課税対象となっています。なぜでしょうか。

A 固定資産税は、1月1日(賦課期日)現在に所在している固定資産を課税対象として課税されます。したがって、平成29年1月20日に取り壊された家屋も1月1日には存在していたことから、平成29年度の固定資産税の課税対象となります。

平成29年度税制改正大綱について

平成28年12月8日に税制改正の内容をまとめた税制改正大綱が発表されました。その中から固定資産税に関するものの一部を次に掲載します。

今後は、これらの改正内容が法案となり、国会で審議される予定です。

●平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合には、当該施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間次のとおりとする措置を講ずる。

- ①土地及び家屋については、価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。
- ②償却資産については、価格に次の割合を乗じて得た額とする。
 - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1
 - ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

●耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の見直しを行う。

- ①耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、改修工事を完了した翌年度分に限り、減額すべき額を3分の2(現行:2分の1)に拡充する。
- ②省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、改修工事を完了した翌年度分に限り、減額すべき額を3分の2(現行:3分の1)に拡充する。
- 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき、中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る。)のうち一定のものを加える。

軽自動車税

廃車、名義変更などの手続きはお早めに

問 税制課 ☎ 366-7321
 ㊚ mczeisei@city.matsudo.chiba.jp

軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している登録名義人に、納めていただく税です。

● 納税通知書の発送

平成29年度納税通知書は5月11日(木)発送予定です。納税通知書が届かない人は、早めに連絡してください。

● 納税の方法

5月31日(水)までに納付書(兼納税通知書)で納めてください。

● 減免について

体の不自由な人などが生活(仕事・通勤・通学・通院など)のために軽自動車等を使用する場合、申請により税の減免を受けられる場合があります。お問い合わせください。

軽自動車等の廃車、名義変更の手続きをお忘れなく

- 廃車・名義変更等は3月31日(金)までに手続きしてください(下表①②参照)。手続きがされていないと、平成29年度以降も課税の対象になります。手続きを忘れたため、『納税通知書が送付された』、『届かなかった』等の例が多くなっています。トラブルを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。第三者に依頼した場合は、手続きがされたか、書類を本人で確認するようお願いいたします。
- バイク(松戸市ナンバー)の盗難にあった場合は、警察署へ盗難届の手続き後、税制課または各支所で廃車手続きをしてください。
 〈廃車手続きの際に必要な事項〉
 届け出た警察署名・届出日・受理番号・被害年月日
- 軽自動車等の登録・廃車・変更手続きについて必要なものおよび手続きをする場所は、下記の表のとおりです。野田・習志野ナンバーの手続きについては、千葉運輸支局・軽自動車検査協会にお問い合わせください(下表②参照)。

軽自動車税の税率について

I. 原動機付自転車および二輪車等

平成29年度の税率は、下記のとおりです。

車種区分		税率(年額)
原動機付自転車	50cc 以下	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽二輪車	125cc 超 250cc 以下	3,600円
小型二輪自動車	250cc 超	6,000円

II. 三輪および四輪の軽自動車(総排気量660cc以下)

平成29年度の税率は、下記のとおりです。

車種区分	(1)旧税率	(2)標準税率	(3)重課	(4)軽課(グリーン化特例)				
				(ア)	(イ)	(ウ)		
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円		

● 新規検査(新車登録)の年月は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」に記載されます。

- 旧税率
 対象車両:平成27年3月31日までに新規検査(新車登録)済みの車両
 ※ただし「初度検査年月」が平成16年3月31日以前の車両は、(3)重課の税率となります。
- 標準税率
 対象車両:平成27年4月1日以降に新規検査(新車登録)をした車両
- 重課
 対象車両:新規検査(新車登録)から13年を経過した車両
 「初度検査年月」が平成16年3月31日以前の車両は、グリーン化を進める観点から、経年重課が適用されます。
- 軽課(グリーン化特例)
 平成28年度税制改正により、軽課(グリーン化特例)の適用期限が1年間延長になりました。
 対象車両:平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規検査(新車登録)をした減税対象の車両
 環境負荷の小さい軽自動車に対する優遇措置が導入され、平成29年度分に限り、軽課(グリーン化特例)の特例措置が適用されます。

軽課の対象車両

税率	軽乗用車	軽貨物車
(ア) 概ね25%軽減	平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車
(イ) 概ね50%軽減	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車
(ウ) 概ね75%軽減	電気自動車および天然ガス自動車	電気自動車および天然ガス自動車

※ガソリン車およびハイブリッド車は、平成17年度排出ガス基準75%低減達成車(国土交通省が「★★★★」と認定した車両)に限ります。
 ※電気自動車および天然ガス自動車は、平成21年度排出ガス基準に適合した車両で、かつ基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限ります。
 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。

軽自動車等の登録・廃車・変更手続きについて

① 松戸市ナンバー(原動機付自転車・小型特殊自動車)

● 手続きに来る人の本人確認できるもの(7ページ下段)が必要です。

区分	手続きに必要なもの		手続きする場所	
登録	市 転外 から	購入	販売証明書 認印	税制課 (新館2階) ☎366-7321 または各支所
		廃車済	廃車申告受付書 認印	
	未廃車 標識(ナンバープレート)付	市外の標識(ナンバープレート) 標識交付証明書 認印		
名義 変更	譲 受け	廃車済	廃車申告受付書 譲渡証明書 認印	
		未廃車 標識(ナンバープレート)付	標識(ナンバープレート) 標識交付証明書 譲渡証明書 認印	
廃車(松戸市ナンバー)			標識(ナンバープレート)※ 標識交付証明書 認印	

※標識(ナンバープレート)を、き損、紛失した場合には、弁償金(200円)が必要です。

● 譲渡証明書には、旧所有者の押印が必ず必要です。

② 野田・習志野ナンバー(125cc超二輪車・三輪および四輪)

二輪車 (125cc超)	登録・廃車・変更手続きについては、 右記へお問い合わせください	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2023
三輪・四輪	登録・廃車・変更手続きについては、 右記へお問い合わせください	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 ☎050-3816-3117

市税1万円の使いみち

市では、皆さんが健康で快適に過ごせるように、福祉・教育・健康・道路・住宅・消防といった市民生活に欠かせない仕事を行っています。これらの仕事を行う上で必要な財源のうち、市税は歳入予算の約44%を占める最も貴重なものです。そこで、市税がどのような仕事に使われているかを「市税1万円の使いみち」という図に表してみました。

市税1万円の使いみちの内訳:

- 農林水産業費・商工費他 238円(257円): 農業の振興・中小企業の振興等に
- 民生費 3,464円(3,389円): 高齢者や障がい者の福祉・保育所の管理・生活保護等に
- 消防費 607円(626円): 消防・救急活動・防災等に
- 衛生費 1,313円(1,389円): ごみ・し尿の処理・公害防止・予防接種等保健衛生に
- 教育費 1,292円(1,356円): 学校・幼稚園・公民館・図書館等教育文化に
- 公債費 972円(959円): 市債の返済に
- 土木費 1,144円(1,002円): 道路・公園等都市整備に

総務費 970円(1,022円): 広報・選挙・税務等の仕事・市役所や支所等の管理運営に

税金はいろいろなことに使われているのね!

※平成28年度一般会計予算(9月補正後)の各費目に対する税等一般財源の割合による配分です。
 ※カッコ内の数字は、前年度同期のものです。

市税の納期内納付にご協力を

問 収納課 ☎ 366 - 7325
 ✉ mcshuunou@city.matsudo.chiba.jp
 問 債権管理課 ☎ 704 - 4004
 ✉ mcsaiken@city.matsudo.chiba.jp

市税は、納税者の皆さんに納期内に納めていただくものです。税金を納期限までに納めないと、市役所から督促状を出します。

そのままにしておくと財産(不動産、給与、預金等)の差し押さえ、公売などの強制処分を受けることになります。

また、納期限の翌日から延滞金が加算されます。納期内納付にご協力ください。



納める期限は 平成29年度市税の納期限



● 市民税・県民税(普通徴収分)

期 別	納 期 限
第1期	6月30日(金)
第2期	8月31日(休)
第3期	10月31日(火)
第4期	12月28日(休)

● 固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)

期 別	納 期 限
第1期	5月 1日(月)
第2期	7月31日(月)
第3期	11月30日(休)
第4期	翌年1月31日(火)

● 軽自動車税

期 別	納 期 限
全 期	5月31日(火)

納める場所は 市税取扱金融機関等納付場所



● 松戸市	市役所収納課および各支所
● 銀行	千葉・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・埼玉りそな・三井住友・常陽・筑波・千葉興業・京葉・東日本・東京スター・群馬
● 信託銀行	三井住友
● 信用金庫	東京ベイ・朝日・東京東・亀有・城北
● 信用組合	銚子商工
● 農業協同組合	とうかつ中央
● その他	商工組合中央金庫・中央労働金庫
● 全国のゆうちょ銀行および郵便局	
● 下記のコンビニエンスストア	

(平成29年1月31日現在)

コンビニ・ペイジーを利用した納付について

コンビニエンスストアや金融機関のATM・インターネット(モバイル)バンキングを利用して市税を納めることができます。

【取り扱い税目】

市民税・県民税(普通徴収分のみ)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税

【コンビニでお支払いの場合】

- バーコードが印字された納付書で納付でき、手数料はかかりません。
- 現金のみの納付となります。
- 納付書一枚につき、30万円を超える場合は、納付できません。
- 納期限が過ぎてしまった納付書は、取り扱いできません。
- 利用できるコンビニエンスストアは次の通りです(50音順)。
 ☆ コミュニティ・ストア
 ☆ サークルK/サンクス
 ☆ セイコーマート/ハマナスクラブ/ハセガワストア/タイエー
 ☆ セーブオン
 ☆ セブン-イレブン
 ☆ デイリーヤマザキ/ヤマザキデイリーストア/ヤマザキスペシャルパートナーショップ/ニューヤマザキデイリーストア
 ☆ ファミリーマート
 ☆ ポプラ/くらしハウス/スリーエイト/生活彩家
 ☆ ミニストップ
 ☆ ローソン/ローソンストア100/ローソン・スリーエフ
 ☆ スリーエフ
 ☆ MMK(マルチメディア対応情報端末)設置店
- コンビニでのお支払いの場合は、収納事故防止のため「領収

証書」と一緒に「レシート」も必ずお受け取りください。

【ATM等でお支払いの場合】

- 下記ペイジーマークの印字された納付書で、松戸市指定金融機関・松戸市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局のATMのうち、ペイジーに対応したATMで利用できます。



- インターネット(モバイル)バンキングを利用して納付ができます(ペイジーに対応した金融機関との契約が必要です)。

【ATM等ご利用上のご注意】

- お支払いにあたり、手数料はかかりませんが、ATMの時間外利用手数料など、一部のサービス利用に対して手数料等がかかる場合があります。
- インターネット(モバイル)をご利用の場合は通信費がかかります。
- 納付書に領収印が押されません。
- 車検用の軽自動車税納税証明書は、納付確認ができた方には、6月下旬ごろまでに郵送します。

市税の納付は、口座振替が安心・便利です

市税の納付には便利な口座振替をご利用ください。一度手続きするだけで、納付のたびに金融機関やゆうちょ銀行および郵便局等へ行く必要もなく、翌年度以降も継続されます。

【申し込み方法】

「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、指定の金融機関、ゆうちょ銀行および郵便局の窓口へ直接お申し込みください。

「口座振替依頼書」は納税通知書(軽自動車税を除く)の中に添付

してあります。また、市内の金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局にも備え付けてあります。

【申し込みに必要なもの】

預貯金通帳、届け出印、納税通知書

【対象税目】

市民税・県民税(普通徴収分のみ)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税

【口座振替の開始】

申し込み日から2カ月以降の納期分から開始となります。

【取り扱い金融機関等】

市内に本・支店のある金融機関、全国のゆうちょ銀行および郵便局で取り扱います。

【振替口座の変更・解約】

《変更》

新たに指定する金融機関等へ「口座振替依頼書」を提出してください。

《解約》

現在振替している金融機関等へ「口座振替依頼書・解約届」を提出してください。

【振替方法】

全納払い、または各期別払いの

いずれかを選択できます。

全納払いは、第一期の納期日に全額を引き落とします。

【その他】

- 固定資産税は、土地・家屋の名義変更(共有持分の変更も含む)をした場合翌年度以降の継続はできません。再度申し込みが必要です。
- 預貯金残高不足等により、振替不能となった場合は、後日送付する督促状にて納付が必要です。

納税相談のご案内

納期内納付が困難な場合は、債権管理課までご相談ください。

夜間窓口の開設日

- ◎ 日時 2月23日(木)
3月23日(木)
各17時~20時
- ◎ 場所 【納税相談】
債権管理課(本館2階)
【市税の納付】
収納課(新館2階)

本人確認のお願い

各種税証明書等の申請の際に、不正な申請を防止し、市民の皆さんの個人情報を守るため、窓口で申請者の本人確認書類の提示をお願いします。下記のAから1点、お持ちでない場合、Bから2点、または、BとCから1点ずつを持参してください。Cの2点提示は不可です。

A	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード(個人番号カード)等【官公署発行の写真付きのもの】
B	各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(写真なし)等【官公署発行の写真なしのもの】
C	社員証や学生証、診察券、クレジット等のカード類、通帳等【本人の名前が確認できるもの】

※申請内容によっては、他に書類が必要な場合がありますので、詳細については、担当各課にお問い合わせください。個人番号の通知カードは本人確認書類ではありません。



松戸市長賞

「税金が助ける未来」

第四中学校 3年

笠原 佑里さん

暗闇に私は一人大きく手を振った。明るく光る赤色灯が私の目にはじんで映った。税金とは、税金に助けられた事はあるだろうか。税金とは、身のまわりで私達の生活を支えるものだ。だが、当然となった便利な生活に、助けられたと感じる人はいないだろう。

深夜、母の叫ぶ様な声がした。私はそこで信じがたい光景を目にした。父の顔が青白く、呼吸は止まり、苦しそうに呻いている姿だった。目の前にいるのが父とは思えない程、その姿は変貌していた。直ぐに救急に助けを求めた母に、電話先の対応は落ち着いていた。住所、父の年齢、今の状態を問われた。電話口まで届く父の呻き声を聞き取り、頭や体を揺すっては駄目な事、体を仰向けから横向きに変える事を丁寧に教えてくれた。父はその瞬間、呼吸を再開した。私は、小さく聞こえてきた救急車を誘導する為に、涙を拭い外へ走った。救急隊員が父の意識を確認し、容態を調べ救急病院へ搬送していった。父を助ける為、何人も救急隊員がベストを尽くしてくれた。

私は税金に家族を救われた。もしあと少しでも遅かったら、父は命を落としていただろう。それは、税金によって消防機関への緊急通報システムが確立

され、道路交通網の整備がされていた為になり得た事なのである。

しかし、その公共サービスを正しく利用していない人がいる。全国で救急車出動件数は五百万件を超えている。そのうちの半分は適正利用ではないのだ。多忙で病院に行けないから、病院までの交通費が掛らないから、などの理由で呼んでしまうのだ。それによって、本当に救急車を必要とする人の所への到着が遅れ、救える命の減少に繋がってしまう。外国では救急車利用が有料となる国がある。日本でも、一部有料化しようという話がでている。それは、軽症者達の安易な利用が減り、救える命の増加に繋がるかもしれない。だが、重症者が利用を躊躇し、無理をして助からなくなってしまう可能性もあるのだ。

税金とは、みんなが安全で幸せに支え合って生きていくためのもの。それ故、他人の権利を侵害するような事はあってはならないのだ。正しく平等に使えるように、私達利用者側は責任を持つべきなのだ。私達家族は父の一件から特に強くそう思うようになった。

弥生時代から始まった税金は、こんなにも年月が経つた現代でも続けられている。これは、税金が社会にとって必要不可欠だということを証明している。さらに、時代時代に合わせて税金の使い道が見直され、改良され続けている。

払うばかりというイメージの強い税金だが、その税金はいつかめぐりめぐって、必ずや私達の支えとなってくれるだろう。その為にも、国民の三大義務の一つである「納税の義務」を果さなければならぬ。未来の日本の為にも正しく納税し、支え合う事が重要なのだ。



松戸市副市長賞

「私道から考える税金」

聖徳大学附属女子中学校 3年

関 笙子さん

昨年初めて弁護士さんに会う機会があった。我家の前の道路が八軒で共に所有する私道という事で、そろそろ道路の補修費などのことを道路を所有する者と、所有していないが使用する者との間で考えなければいけないこと、親に連れられ相談に行ったのだ。

なぜ道路について弁護士さんにまで相談しなければならぬのか、はじめ私にはよくわからなかった。私道とは公道と何が違うのだろうか。我家がなぜ道路の補修費を払わなければならないのか。道路を使用しているが道路を所有していない者として所有している者とはなぜ存在しているのか。など、私の頭の中は沢山の疑問で埋めつくされていた。

弁護士さんの話を片すみで聞いていて、私道とは公道と違って、特定の人が自分の土地の一部を道路として所有しており、表面の舗装など、修理を必要とする場合は自分のものなので、自分でお金を出して直さなければならぬということなどが少しづつわかってきた。また、私道は見た目は公道となんかわりなく、誰でも使用できるのだが、この道路の補修費は誰が払うのかということになると、一人での所有ではなく、複数の所有者がいて、さらに所有はしていないのだけれど、この道路を通

らないと公道に出られないという人達との関係が難しい様子がうかがえた。たかが道路でなぜこんなに悩んでいるのだろうか。私にはよく理解できなかった。親は弁護士事務所からの帰り道、「市が買ってくれば悩むこともないのだけれど」とつぶやいた。道路を市が買う。それで問題解決。道路の持ち主が市になると何が変わるのだろうか。少なくとも私道ではなく公道になる。公道になると高速道路以外はお金を払わずとも、許可を得なくても基本的な約束を守れば自由に使える。というか、教わるまでもなく勝手に使っている。今回よくわかった。生きていく上で、全くお金を払わずに使用できるものなど本来ほとんどないということ。道をしても、特にみんなで使用するもの、必要とされているものに関して個人的にお金を払わずに使用できているのは、税金という、日本国民が日本国民のためにみんな助け合っている。みんなが平等に幸せな生活を送ることができるよう、力を合わせる仕組みができていくからだとすることに気付いた。なにげない生活。それは、多くの人の協力の賜物なのだ。今はまだ私自身、消費税以外の税金を払っていないが、仕事につくことが出来た時は、きちんと払いたいと思った。どんなにわずかであっても、それが日本の平等な平和な生活につながると思いたい。中には払いたくとも、払うことが難しい人達もいるかもしれないが、そのような人達の分もみんな助け合い、大切なみんなのお金である税金が、よりよく使われることを願う、今あるこの幸せを大切にしていきたい。

平成28年度 中学生の「税についての作文」優秀作品

松戸市では、次代を担う中学生の皆さんから、今年度も「税についての作文」の募集を行いました。これは、中学生の皆さんに税に対する正しい知識を持ってもらうために、租税教室の開催とあわせて、家庭・学校で学んだ税に関する事、報道で知った税の話題などをテーマとした作文を書くことにより、税に対する理解を深めていただくことを目的として実施しています。今年度は、市内22校から、3,569点の応募がありました。この中から厳正な審査の結果、市長賞をはじめ副市長賞、議長賞、教育長賞などの優秀作品15点を選考し、賞状および記念品を贈呈しました。平成29年度も、9月初旬に作品の募集を予定しています。市内の中学生の皆さんからの応募をお待ちしています。



松戸市議会議員賞

「学べることの、ありがたさ」

第二中学校 3年

島根 花奈さん

税についてきちんと考えるまで、私はあまり理解していませんでした。教科書の背表紙の『この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待を込めて税金によって無償で支給されています』の言葉の意味を。

私達学生は、税金によって無料で学校に通い、教育を受けることができます。色々な事を学び、今の自分と、これからの自分を作っているのです。

日本以外の国では、内戦により教育に力を入れられない国があったり、貧しい国では子供達は重要な労働力である為、学校に行けない場合があったりします。『学びたい』という意志があつたとしても、貧困により教科書代や授業料を払うことができず、学校へ行けない事もあるそうです。その為、教育を受けられず、職を得ることもできず、貧困から抜け出せないのです。

日本の戦後、復興が早かったのは、国民の識字率が高かった為だと言われています。それはほとんどの教育が大切なのだと思います。日本では、教育の為、公立の小・中・高校に通う子供一人当たり約一千万円という

税金が使われているそうです。このお金は、色々な分野で私達の為に使われています。近年、ニュースでよく耳にする「いじめ」の問題。学校でいじめがあることで、つらい思いや苦しい経験をした人もいます。税金は、そんないじめへの防止、解決の為に使われているのです。例えば、学校で二人で悩まないで」と書かれた、二十四時間無料で電話相談できるカードが配られた事があります。また、学校には、カウンセラー室が設けられていたり、と色々な所で私達を見守ってくれているのです。

どんな人でも、無料で学ぶことができる様になったこの時代。中には「学校が嫌だ」「勉強なんて面倒だ」と思う人もいます。私も、そんな風に思ってしまう時もあります。しかし、私達の親を含めた大人が、一生懸命働いて税金を納めてくれたおかげで学校に通い、授業を受けることができるのです。また、栄養のバランスが考えられた給食も、給食費以外の補助金があり、それも税金なのです。学校の机、椅子、プール、飛び箱など、学校は税金で成り立っているのです。

この様に私は、日々税金によって支えられていることへの感謝の気持ち、そして、学べることに喜びを常に考え忘れずに生活していきたいです。いつか、自分が大人になったら、しっかりと働いて税金を納め、次世代の子供達の学びを、生活を、支えられる様になりたいです。



松戸市教育委員会教育長賞

「税と共に生きる」

第五中学校 3年

渡部 真奈さん

「税金」。私にとって「税金」は必要のないものだと思っていた。しかし、母のある言葉をきっかけに私の心は一新した。ある日のこと、私は増税に関するニュースを見ていた。何気なく「税金なんて無くてもいいのに。」とつぶやくと母は呆れたようにこう言った。「税金が無かつたら今のあなたは無いのよ。」

と。最初、その言葉を半信半疑で聞いていたが母が話を終ると私の税金に対する気持ちは変わっていた。税金は私の暮らしに大きく関わっているのだ。税金は私の暮らしに大きく関わっているのだ。税金は私の暮らしに大きく関わっているのだ。

もともと昔、私は病弱で体が弱く病院にお世話になることが多くあったそう。病院に通い治療や処方箋をもらうことができたのも税金に支えられていたからだと知ることができた。もし、あの時病院に行けなかったら今の自分はいないかもしれない。そう思った時初めて税金のありがたみを感じた。今までは高齢者や介護を必要とする人など一部の人のためにあると思って税金は世帯関係無く多くの人のために使われているものだった。また、税金は目に見えないたくさんのお金によって成り立っているのだと痛感した。

教育もその一つである。私は十五年間生きてきた小学校、中学校と教育を受けている。学校に通うことで多くを学び、考えることができた。そしてなによりたくさんのお友達、仲間、先生に出逢うことができた。思い出のつまった学校に行けるのも税金のおかげなのである。例えば学校の教材にも「この教科書は日本の未来を担う皆さんのために無償で支給されています。」という文をよく見かける。当たり前のように使っていたものも税金の支えが隠れているのだ。感謝をし大切にしなければいけないと強く思った。このように目を向ければ税金はこんなにも身近にあるものだった。今までの私を支えてくれた税金……。きつとこれからの未来にも希望を照らしてくれるであろう。この先大きな病気にかかっても年金で暮らすようになって税金は陰ながら助けてくれるだろう。私だけでなく国民全員が税金に支えられて一生を送るだろう。だからこそ、皆で税金のあり方を考える必要があるのだ。税金は国民が納め国民のために使わなければならないのだと思う。しかし、生活保護を不正にもらっていたり税金を私用として使ったりする人がいるというのが今の日本の現状である。その一方で老人ホームの入居待ちや保育園の待機児童が数多くいる。自分のわがままな理由から税金を本当に必要としている人が苦しんでいる今の日本を変えなければならぬ。私達が住んでいるこの国の未来を創り、変えていくのは私達国民である。他人任せにはいけない。税金のあり方を一人一人が考え国を豊かにしていくのも私達次第なのである。

優秀賞 「豊かな暮らしと安心をつくる税」「税金を知ること」「八一二万円の重み」「税は国民全員参加の助け合い制度」「私たちを支える『税金』」「税について」